

第440回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 4 0 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和2年10月27日
- 2 開催場所 川越市農業ふれあいセンター 研修室兼視聴覚室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時30分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	福田純一	出		10	塩野謙吉	出	
2	中野一明	出		11	渋谷武	出	
3	矢部節	出		12	石川秀夫	出	
4	吉崎一行	出		13	栗原明	出	
5	鈴木一	出		14	今野英子	出	
6	関根誠	出		15	山田哲也	出	
7	長岡清	出		16	粕谷貞夫	出	
8	須賀庄次郎	出		17	米原民子	出	
9	内田光夫	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名

9 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	石田秀樹	主事	山本和慶
副事務局長	内田和則		
副主幹	宮本晃宏		
主査	榎本亮太		
主事	酒井亮		

10 開会

会長 石川秀夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和2年10月27日第440回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 石川秀夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 鈴木 一

委員 関根 誠

委員 長岡 清

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「総会の所管に関する報告書 9 月分について報告する。農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書については、合計 2 件、3 筆、858.73 m²である。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 11 件、15 筆、3,424 m²である。農地改良届については、合計 3 件、3 筆、2,073 m²である。農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による農業用施設届出書については、合計 1 件、1 筆、157 m²である。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知については、合計 2 件、2 筆、1,037 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年ごとの農業継続証明書については、合計 11 件、102 筆、75,339.35 m²である。相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、合計 1 件、4 筆、5,144 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 16 件、111 筆、82,727 m²である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の1号議案は、件数9件、総筆数28筆、総面積26,372㎡について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から9番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号9番について報告する。10月17日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。整理番号9番は6筆、3,413㎡で所有権移転の申請である。譲受人は、現在73歳であり、妻と息子の3人で約63アールを耕作している。世帯の農業従事日数は年間150日以上、申請地までの通作距離は約120mである。トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、籾摺機等の農業機械を確認してきた。申請地は水稻を行うとのことである。以上のことから、地元の農業委員としてはやむを得ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から9番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件それぞれを満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今回から、書式について、市長からの照会文書をもって、議案とするように見直しを行った。今月の2号議案は、件数1件、筆数9筆、面積11,198㎡についての意見照会があった。先ほど第1号議案、整理番号3番から8番で、埼玉県農林公社が借受人として農業経営基盤強化促進法の申出があった農地である。第2号議案は、その農地について、埼玉県農林公社が貸付人となった農用地利用配分計画案についての市長からの意見照会である。議案説明資料のとおり、農用地利用配分計画案については、市長へ「意見なし」とすることでよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号について原案どおり「意見なし」とすることに決定する。

議案第3号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の3号議案は、件数4件、筆数9筆、面積2,007.68㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から4番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することよろしいかお伺

いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から4番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号にそれぞれ該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第3号について原案どおり許可することに決定する。

議案第4号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の4号議案は、件数1件、筆数1筆、面積331㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番については、立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことでよろしいか、お伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見

として許可相当と意見を付すことに決定する。

議案第 5 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の 5 号議案は、件数 20 件、筆数 28 筆、面積 8,690.26㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 20 番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことよろしいか、お伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 12 番について報告する。10 月 17 日に譲渡人宅を訪問した。農作業に必要な農機具もなく、手が回らないため、利用する方がいたら譲渡したいとの話であった。10 月 21 日に現地にて、譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、外壁工事等を行っており、現在借りている資材置場では足りないため、適当な場所を探していたところ、今回申請に至ったとのことである。申請地には、車両置場、フォークリフト置場、外壁資材置場などを設けるとのことである。雨水については、敷地内で自然浸透、敷地の周りには、コンクリートブロックを積み、隣接地には雨水が放流しないよう工事を行うとのことである。以上のことから、地元の農業委員としてはやむを得ないと考ええる。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

委員から「整理番号 18 番について報告する。10 月 21 日に農地

利用最適化推進委員と共に、申請地にて譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、平成6年8月に設立し、従業員15名で、土木建設業を展開している。現在、申請地の南側に資材置場があるものの、事業拡大に伴い、資材や機材等が増え、既存の資材置場では対応できないことから、今回の申請に至った。砂利敷で雨水は敷地内浸透処理、外壁はコンクリートブロックを積み、隣接する住民には説明を行い、了承を得ている。また、工事期間中に、隣接地に被害が発生した場合は、譲受人が責任を持って対応するとのことである。以上のことから、地元の農業委員としてはやむを得ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに委員に意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から20番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号12番と18番については、「事業計画を順守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について総合意見として許可相当とし、整理番号12番と18番については条件を付すことに決定する。

追加議案提出

議長は、令和2年10月21日に開催した運営委員会において、大東地区の農地利用最適化推進委員の補充について協議をした結果、総

会に諮ることとしたので、これを追加議案とすることについて、異議がないか確認したところ、異議がなかったため、そのように決定した。

議案第6号

農地利用最適化推進委員の補充について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「まず、趣旨については、農地利用最適化推進委員の欠員補充について法令上に規定がないため、運営委員会で協議したところ、残任期間が短いこと等から、補充しないこととしようとするものである。次に、理由については、大東区域の農地利用最適化推進委員が欠けているが、補欠推進委員の残任期間が短いこと、担当区域の所掌事務が適切に処理できなくなるおそれが想定されないこと、必要なときには隣接区域の推進委員による支援が見込めることや、選任手続に要する期間と労力等を考慮し、補充しないこととしようとするものである。最後に、参考として、『農業委員会に関するQ&A』では、『法令上、推進委員の補充が必要な場合に関する規程はありません。そのため、必ずしも、推進委員が1名欠員するごとに欠員を補充する必要はありません。』とされている。また、川越市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程第10条では、『解嘱、失職及び辞任により推進委員に欠員が生じた場合』には、『補充に努めなければならない』と努力義務が規定されているが、欠員が生じた原因は法に定められた原因であって、『欠けたとき』は規定されていない。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

大東地区の委員から「今回、大東地区の農地利用最適化推進委員に

ついて、2名中1名が欠けてしまったが、もう1人農地利用最適化推進委員がおり、残任期間が短いこと、また、必要なときには協力できるような体制を整えているため、問題ないと考える。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため原案どおり決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第6号について原案どおり決定する。

1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第 4 4 0 回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和 2 年 11 月 6 日

議 長 石 川 秀 夫 印

委 員 鈴 木 一 印

委 員 関 根 誠 印

委 員 長 岡 清 印
